## 説明会

乙訓圏域障がい者自立支援協議会
2014. 7. 1・7・11

障がい福祉サービスの利用を希望する人
→ サービス等利用計画
障がい児通所支援の利用を希望する人
→ 障がい児支援利用計画

の作成が必要になる事についての説明会です。

## 「サービス等利用計画」と「障がい児支援利用計画」はどう違うの？

「サービス等利用計画」は
「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉のサービスを利用する人への総合的な支援計画です。
「障がい児支援利用計画」は
「児童福祉法」に基づく障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）を利用する子どもへの支援計画です。

「サービス等利用計画」
障害者総合支援法に基づくサービス、ショートステイや通所、ホームヘルプ、ケアホーム、グループホームなど
「障がい児支援利用計画」
児童福祉法に基づく障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービスなど

## なぜこの計画が必要なの？

- 障害者総合支援法では、「障害のある人々が人として尊重され安心した暮らしができるための支援は、総合的かつ計画的に行うように」とされています
- つまり
- 障がいのある本人を中心に考え、福祉のさまざまなサービスを組み合わせるための「支援計画」が必要です。
- 児童の通所支援は児童の発達を促すための「支援計画」が必要です。（児童福祉法）

障害者総合支援法、児童福祉法の土台となっているのは日本国憲法の中で３原則の一つ、基本的な自由と権利である基本的人権の尊重です。その保障されるべき権利について、日本では、子供の権利条約が 1994 年に批准して障害者権利条約は 2014 年に批准が承認されています。そして、障害者基本法の第３条の条文においては、すべての障害者が障がいでないものと等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するとあります。

## いつから必要になるの？

- 平成27年3月までに段階的に作成を進められています。(乙訓2市1町では25年度より拡大スケジュールを作成して計画的に進められています)
- これから、新たに障がい福祉サービスの利用を申請する時に必要です。
- 今すでに、障がい福祉サービスを利用されている方は、今後サービスの更新時などに、お住まいの市・町からお知らせの文書が送られてきます。

拡大スケジュール

[サービス等利用計画]

25 年度　新規で障害福祉サービスの利用を希望する者・旧制度の対象者（単身、重度障害者等包括支援の対象者）・グループホーム入居者・自立訓練サービスを利用する者。

26 年度　上記の対象者以外のサービス利用者・施設入所者

[障がい児支援利用計画]

25 年度　新規で通所サービスの利用を希望する児童・継続して通所サービスを希望する年長児童・新１年生（小学校、中学校、高校、高等部）・通所サービスと障害福祉サービスや地域生活支援事業を併用して利用を希望する児童。

26 年度　上記以外の児童・新規児童

## どんな計画なの？

- 障がい福祉サービスを利用する本人の生活全体を考えて立てる支援計画です。
- そして、一定期間で見直しもされます。

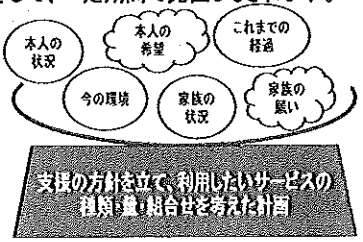


## 作る人は？

市・町が指定する事業所の「相談支援専門員」です。
「相談支援専門員」は京都府が実施する「相談支援従事者研修」を受講しています。
家族や本人がセルフプランを立てることも可能です。

- 障がい福祉サービス利用者→
  「指定特定相談支援事業者」
- 障がい児通所支援利用者→
  「指定障害児相談支援事業者」

「相談支援専門員」
福祉サービスの実務要件を満たし、厚生労働省が主催する相談支援従事者研修で専門的な研修を受けた者です。

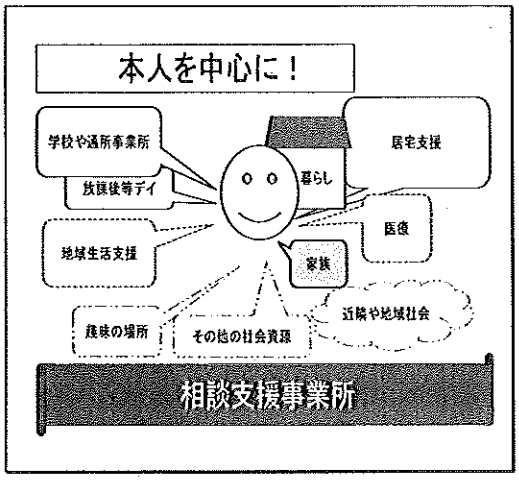


ご本人の「人となり」と、その取り巻く状況を理解し、支援に必要な情報を収集して、どんな暮らしをしたいか、どんな暮らしが出来るようになりたいか、というご本人の希望や思いを中心に実現可能な現状と照らし合わせながら一緒に考えます。そして、その希望をかなえるための支援の方法をわかりやすく説明し、計画を作成するのが相談支援事業所です。

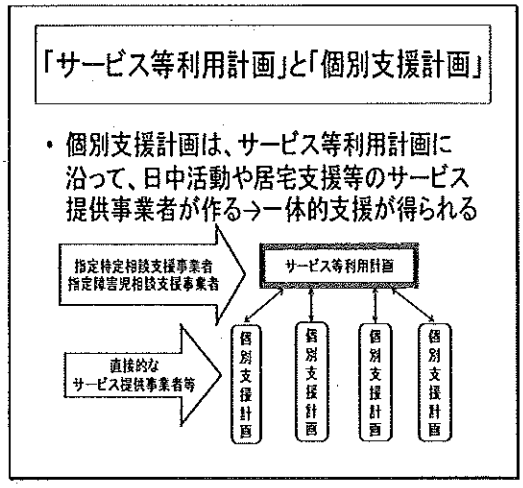


'「サービス等利用計画」
相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスの組み合わせなどについて検討して作成したものです。
「個別支援計画」
サービス提供事業者の管理責任者がサービス等利用利用計画における総合援助方針などを踏まえ提供するサービスの適切な支援内容について、より具体的でサービスを深める直接的な支援を検討し作成したものです。

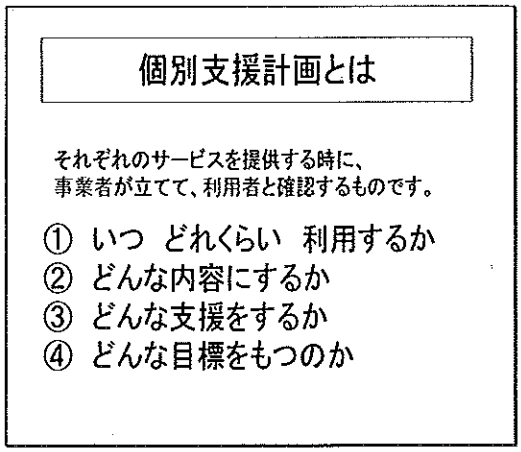

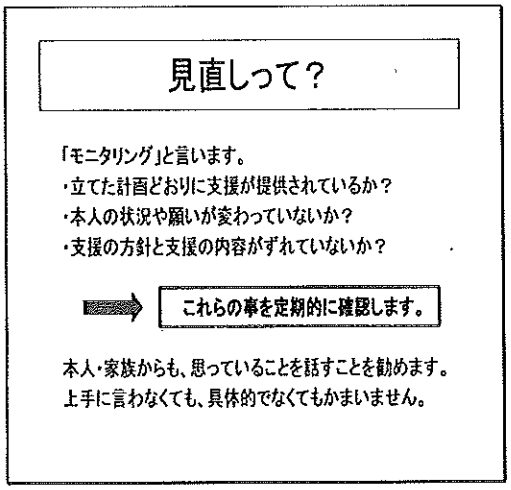


指定特定相談支援事業者・指定障がい児相談支援事業者は国の定める標準期間、勘案事項を踏まえてサービス等利用計画案（障がい児支援利用計画案）にモニタリング期間案を記載し、市町村は、その提案を受けて、利用者の状況に応じて個別にモニタリング期間を定めることになっています。

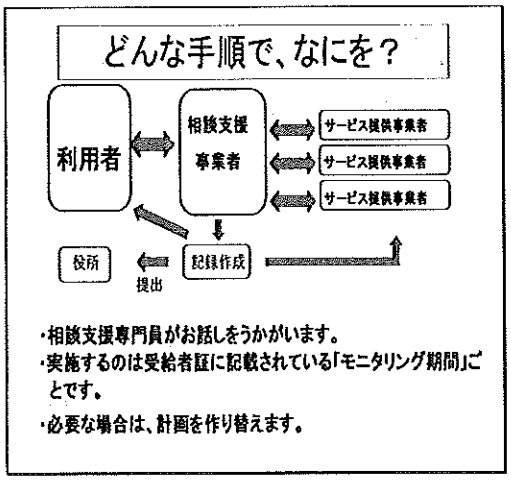


モニタリングでは、サービス提供開始後、利用者の気持ちや活動に変化が生じたり、環境との関係性にも変化が起こることで必要な支援（ニーズ）が発生していれば既存のサービス等利用計画に反映し作り変えて変更します。

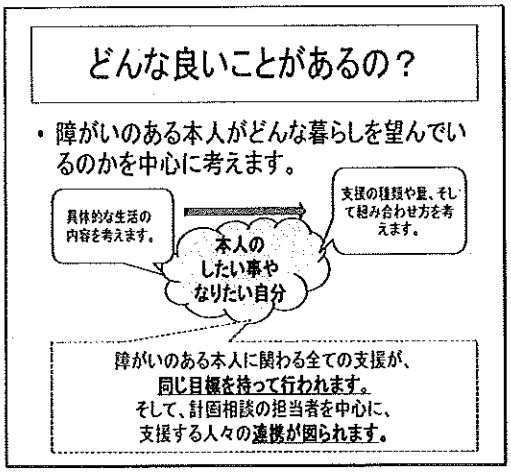


計画を作成することは、ご本人のしたい事やなりたい自分、どんな暮らしを望んでいるのか、希望することに対してご本人に関わるすべての支援が同じ目標を持って行われます。支援する人々は目的達成のために必要とされるそれぞれ違った属性や役割をもって連携が図られることが最大のメリットです。

## 利用者は何をすれば良いの？

① まずは市・町の障がい福祉の窓口に相談する。
② 計画相談を依頼したい「指定特定相談事業者」もしくは「指定障害児相談支援事業者」を選び、連絡する。
③ 選んだ事業者と契約を交わす。

障がいのある本人の暮らしやこれからのことを、トータルに相談することが、何より大切です。
「どのサービスを使いたいか」の前に「何が困っている事」なのか、「何をしたい」のか「どうなりたい」のかを、相談支援専門員が聞き取り一緒に考えます。

＊『計画相談の流れ』は市町ホームページにも掲載されています.

## 費用は？

- 利用者又は保護者の負担はありません。
- 計画を作成した事業者には市・町から報酬が支払われますが、利用者本人や家族がセルフプランを作成した場合は報酬は支払われません。
- 定期的な見直し(モニタリング)にも、事業者に報酬が支払われます。

## その他(詳しくは個別にご相談ください)

- 地域生活支援事業(地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援等)のみをご利用の方も、希望すれば作成できます。
- 障がい福祉サービスと障害児通所支援を併せて利用される場合は、両方の利用内容を記載した計画を一つ作成することになります。
- 介護保険を利用されている方は、障がい福祉サービス固有のサービスの利用を希望し、市・町が必要と認めた場合に、計画作成が必要です。

## 本人の気持ちをくみとる

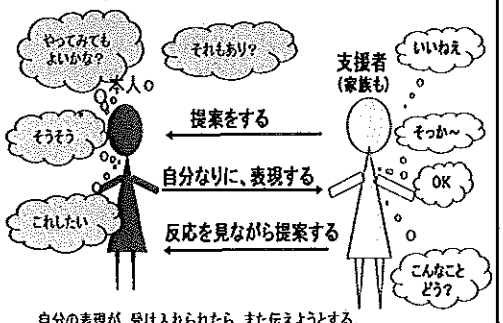


自分の表現が、受け入れられたら、また伝えようとする。
自分の表現で伝わらないと感じたらもう伝えようとしない。
本人の本当の願いに近づくための支援を目指します。

なによりも大切なのは、「どのサービスを使いたいか」の前に「何が困っていること」なのか「何をしたいのか」「どうなりたいのか」をトータルに相談することです。それは今まさに困りごととして切迫感を伴っていることも、先のこととして漠然と思っていることもあると思いますが、相談支援専門員は、しっかり聞き取り、柔軟な視点で一緒に考え、ご本人の気持ちをくみ取る支援、本当の願いに近づくための支援を目指します。